

「パブリックコメント」の実施結果及び意見に対する区の考え方

1 実施期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月30日（木）まで

2 募集結果

(1) 意見提出者 8名・1団体

(2) 提出方法

ア 窓口 1名

イ FAX 1名・1団体

ウ 意見受付フォーム 6名

3 意見受理件数

8名（21件）

※ 1団体は提出要件に該当しない区外団体のため不受理とした。

4 意見の構成

内 容	件数
柱Ⅰ あらゆる人の人権と性の多様性の尊重	3
柱Ⅱ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進	4
柱Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現（DV・虐待の予防と被害者支援）	5
柱Ⅳ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援	1
あだち公的表現ガイド	4
全体・その他	4
合計	21

【第8次足立区男女共同参画行動計画（案）】

- 柱立てⅠ あらゆる人の人権と性の多様性の尊重
- 柱立てⅡ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進
- 柱立てⅢ 安全・安心な暮らしの実現（DV・虐待の予防と被害者支援）
- 柱立てⅣ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援
- 柱立てⅤ 男女共同参画に関する推進体制の整備・強化

柱 No	意見の概要	区の考え方
柱Ⅰ 柱Ⅲ	「学校現場等での人権啓発」や「自分自身の心と身体を大切にすること」を啓発するために、4月から指導することになっている文科省から出されている「生命の安全教育」の指導だけではなく、科学的で正確な知識を学ぶ「包括的性教育」を地域（学校）や幼児・児童・生徒の発達段階に沿って行えるようにしてほしい。	<p>幼児教育では、「生命（いのち）の安全教育」の中で、子どもの発達に合わせ、「包括的性教育」の要素として、「自分の大事なところは見せたり触らせたりしない」「他の人の大事なところを見たり触ったりしない」などを、絵本や事例を通して伝えています。</p> <p>さらに、令和5年度からは、児童・生徒を性犯罪から守るための教育として「足立区版『生命（いのち）の安全教育』を全校展開していきますが、包括的性教育という視点から、文部科学省が示す内容以外にも「自身の性行動に責任をもつこと」等、内容を広げて授業を行っていきます。また発展的な内容を希望する学校については、産婦人科医や元中学校教諭の方が立ち上げておられる「性の学びのプロジェクト」を実施できるよう検討しています。</p>
柱Ⅰ	「『障がい者』『子ども』『女性』『インターネット上での人権』について、偏見や差別がないと感じる区民の割合」について、当事者でなければ関係ない、マイノリティの問題などで問題をなかったことにすればよい、ふたをすればいいというのではなく、発生数なども大事だと思われる。「差別なんてないでしょ」という含みを感じる質問で、自分の経験が否定されるようで、えぐられるような辛さがある。	<p>指標とした設問の調査は、「足立区政に関する世論調査」から、経年比較として区民の意識変化の把握を行っていくため、指標の見直しは行いません。</p>

柱 No	意見の概要	区の考え方
柱Ⅰ 柱Ⅲ	「男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取組」について、地域によっては男性が会社へ、若者が学校に行っていることで、子どもや高齢者しか昼間人口がないなど様々な問題があり、そこで災害が発生した場合どうするかなどの課題は単なる性別差だけではない。	避難所については、地域・学校関係者の方々により運営されています。発災時間に関わらず、避難所に避難された方の中から、運営に従事いただくボランティアを募る等、できる限り多くの方に従事いただくよう働きかけていきます。
柱Ⅰ 柱Ⅲ	性教育を社会教育として、地域で興味・関心がある住民を対象に啓発学習を。	性教育の啓発学習については、実施している講座等のテーマに取り入れることを検討していきます。
柱Ⅱ	「女性の参画拡大」とあるが女性だけでなく育児、介護、家事などをする男性の意見も聞かないと解決しないことも多い。単純に性別で下駄をはかせるだけでは解決しない。	柱立てⅡ「区民の意識」の現状については、「足立区男女共同参画に関する区民意識調査」の調査結果を用いており、計画には男性の立場・視点を反映しています。
柱Ⅱ	保育園の民間委託を見直し安心して働き続けられるようにしてほしい。	公立園の民間委託のメリットは、民間活力を取り入れることで様々な保育ニーズに対応ができることと考えています。そのため、今後も人口推計や保育需要等を考慮しながら民間委託を進めていきます。
柱Ⅱ	学童保育所は小学校の校舎の中に設置するようにしてほしい。	現在のところ、校内に学童保育室を設置している小学校は、67校のうち34校です。今後も小学校の改築等の際には校内に学童保育室を設置することを基本に整備を進めていきます。
柱Ⅱ その他	小学校給食無償化も早く実施してほしい。	小学校の給食費無償化の早期実現に向けて、引き続き検討していきます。 財政負担は小・中学校全体で約24億円と大きいですが、学校給食費無償化は子育て支援策の一環として、期間限定ではなく継続実施すべき施策と考えており、できる限り早い導入に向けて検討中です。
柱Ⅱ	不登校の子どもたちへのサポートを充実させること。子どもの実態に即した環境・居場所づくりと保護者のサポート。少人数学級をすすめ、教師を増やし、どの子にも目が行き届く学校にしてほしい。	不登校の状況は子どもによって様々であるため、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会を確保し、子どもの状況に応じた多様な支援を行うことで、不登校の子どもたちをサポートしていきます。 また、小学校に続き、中学校についても段階的に35人学級化を進めるよう、引き続き特別区教育長会等を通して、国や都に要望していきます。

柱 No	意見の概要	区の考え方
柱Ⅱ	非正規雇用の見直し、中小企業への支援、障がい者・LGBTなど誰もが働きやすい環境づくり、生理・出産・育児・介護などを保障する休暇制度などがとりやすい環境づくりへ区としてできることがあるのではないか。	性別に関わらず、出産・育児・介護等を経ても誰もが働き続けられるような環境の整備については、区関係所管が連携しながら、前向きに取り組む企業が増えるよう支援していきます。
柱Ⅱ	区管理職、係長・課長補佐、委員の男女比などに占める女性の割合を上げる引き続いての努力を。	<p>区管理職、係長・課長補佐、委員の女性割合向上に向け、以下の取り組みを継続していきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 キャリアアップをイメージできるよう、各職層研修においてキャリアデザイン関連の研修を実施し、ロールモデルとなる先輩職員の経験談を発信することで、昇任意欲を醸成していきます。 2 係長昇任前や昇任後に、区の政策を推進する部署のほか、部庶務や課庶務、政策・財政課等の政策部門に職員を配置し、区の政策に更に関心を持ちながら広い視野で業務を担うことができる環境を整備していきます。 3 女性管理職の比率向上に向け、管理職候補者となる若手職員を増やすことも必要であるため、日頃から未経験の業務に挑戦させ、機会を捉えた承認や必要に応じた助言等を繰り返すことで職員の自信に繋げていくよう、管理職に働きかけていきます。 4 女性はもとより、男性に対しても育休取得や育児参加を働きかけることに加え、平時からサポートする職員との連携を密にする重要性を伝えながら、個々の多様な働き方の推進を庁内に働きかけていきます。 5 委員の女性の割合については、多様な意見が区政に反映されるよう、委員の改選期に合わせた担当課や団体への働きかけなど、引き続き、審議会の女性委員比率向上に取り組んでいきます。
柱Ⅱ	誰もが働き続けられる環境づくりに取り組む企業の公表などの情報提供を。	区では、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」により認定された企業を公表しています。「誰もが働き続けられる環境づくりに取り組む企業」という視点については、令和5年度に制度の見直しを行う中で、検討していきます。
柱Ⅱ	育児・介護との両立に必要なサービスの提供や相談、病気になった時の相談やサービスの提供を。	区で行っている各種相談事業やサービスの提供については、今後も充実させていきます。

柱 No	意見の概要	区の考え方
柱Ⅱ	<p>①保育園や学校を居住地の近くに造ってほしい。統廃合しないでほしい。</p> <p>②保育園や小学校は安易になくさないでほしい。むしろ増やしてほしい。近くにあつてこそ子育てが安心してでき少子化に貢献をする。また、災害時の避難拠点にもなる。</p>	<p>多様化する保育ニーズに的確に対応するために保育施設の整備を進めてきた結果、待機児童の解消についても成果をあげることができたため、新たな保育施設を建設する考えはありません。保育需要等を踏まえて、各施設の統廃合等の方針を決定していきます。</p> <p>また、学校については、学齢期人口の状況や在校生の人数などに応じて学区域変更や統合、新設による規模の適正化を図っていきます。</p>
柱Ⅲ	<p>「女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶」では、身体的なもの以外にネグレクトや精神的なもの、暴言などもある。また筋力差があるとはいえ、男性に対してならいいという問題ではないはずだ。</p>	<p>性別に関わらず、DV・あらゆる暴力に関する相談体制を充実させるため、従来の「女性相談員による男性DV電話相談」に加え、令和5年4月から、「男性相談員による男性DV相談（電話または面談）」を開設しています。</p>
柱Ⅲ	<p>サポートや支援活動をしているNPOやNGOへの金銭的な援助も含む支援、シェルターの設置など活動の支援を。</p>	<p>民間シェルター等の取組みに対する東京都の交付金の募集案内について、サポートや支援活動をしている関係団体に周知を行っています。現時点においては、区での金銭的な援助は考えていません。</p>
柱Ⅲ	<p>婦人相談員を福祉事務所など区の施設に常設するなど、増やす必要がある。</p>	<p>福祉事務所では区内6か所の福祉課に婦人相談員を常設しており、寄り添った相談・支援を行っています。今後は、相談等の秘匿性に配慮しつつ、相談窓口としてのPRに努めていきます。</p>
柱Ⅳ	<p>困難を抱える女性への支援について、子どもの貧困、ひとり親家庭への就労支援、生活困難者への支援、生きづらさを感じる人への相談事業などの努力で地域で孤立した人をうまな努力が行われている。重要な施策であるとする。</p>	<p>困難を抱える女性に対しては、関連所管が連携しながら、今後も引き続き、適切な支援を行っています。</p>
その他	<p>「行動計画」や「表現ガイド」はとてもよく考えられていると思うが、区民に周知されていない。今まで以上に区民に知らせる工夫をしてほしい。また、方針に「今後も当事者に寄り添った制度となるよう、必要に応じて見直しをしていきます」とある。ぜひ、見直しができる制度にしてほしい。</p>	<p>「行動計画」については、区ホームページやイベント・講座等の機会を捉え、広く周知していきます。「表現ガイド」については、区職員向けのものではありますが、参考としていただけるよう周知していきます。</p> <p>また、性の多様性に関する制度については、社会情勢やニーズなど、必要に応じ適宜見直しを行っています。</p>
その他	<p>マイクロアグレッションも用語解説にあったほうが良いと思う。</p>	<p>マイクロアグレッションについては、20頁に「コラム⑧」として追記します。</p>

柱 No	意見の概要	区の考え方
その他	<p>区の職員について、外部に委託するのではなく職員を増やしてほしい。</p>	<p>区では、最小の資源で最大の効果をあげることが念頭に職員の定員管理を行っています。現在、複数の窓口業務を外部委託することにより、区職員では難しい柔軟な人員配置を行い、効率的な運用ときめ細やかな窓口対応をしています。</p> <p>一方、委託事業者が窓口で承った苦情や御意見については、定期的に報告を受け、区として把握しています。さらに、制度や区政に対する要望、複雑な事情がある困難案件や滞納整理などの相談は、現在も区職員が対応し、区民の利便性向上に努めています。区職員による運営に戻した場合、外部化によるメリットが消滅してしまうことにもなります。こうしたことから、現在のところ、外部委託を中止し、職員を増やしていく考えには至っていません。</p>

【あだち公的表現ガイド（案）】

No	意見の概要	区の考え方
1	<p>障がいのあるリーダーや下肢障害のある車椅子の女性の消防士なども広報や司令などでもありうるようにもう少し表現を広めることができればと思う。外国人区民や旅行者などに対するアンコンシャスバイアスもあると思われる。</p>	<p>今後、見直しを行う際に、あらゆる人に対する配慮について盛り込んでいけるよう検討していきます。</p>
2	<p>① 9ページ 参考例 9 その他、見直したほうが良い表現と使用しないほうが良い表現「美人○○→使用しない」は不適切であり、削除、もしくは他の事例と置き換えるべきであると感じた。</p> <p>② 13ページ 特定の性別をアイキャッチ（目を引く対象）として使っていませんか？ こちらも内容は不適切であり、削除、もしくは他の文言と置き換えるべきであると感じた。「注目されないポスターを作り税金の無駄遣いをした」というような事が起きないためにも、もしくは、「ガイドラインに沿った結果、タレントやキャラクターを起用できない」というような、“特定職業差別”に繋がるような事が起こらないためにも、男性・女性・キャラクターなど、色々な人・物が起用できるような、様々な表現ができるガイドラインを作るべきだと考える。</p> <p>③ 13ページ 参考例 15（身体の一部を起用した例） こちらの例は不適切であり、削除、もしくは他の事例と置き換えるべきであると感じた。「表現を変えた結果、乳がん検診の人数が減った」という事が無いように、令和3年分のポスターのような、しっかりターゲットを考えた表現ができるよう、ガイドラインを作成するべきだと考える。また、一部の人の偏った意見で全体のガイドラインが作られないよう、ガイドライン中の参考例 15に書かれていた「一部外部機関の掲載基準」という物がどういった物で、その基準が本当に妥当なものであるかどうかという事も広く周知し、検証していく必要があると考える。</p>	<p>あだち公的表現ガイドについては、ガイドラインではなく、あくまでも「区職員向け」のガイドブックと位置付けています。区民・民間企業の方に対して、活用を強制するものではなく、参考資料として提案しているため、今回は見直しを行いません。</p>

No	意見の概要	区の考え方
3	<p>「行動計画」や「表現ガイド」はとてもよく考えられていると思うが、区民に周知されていない。今まで以上に区民に知らせる工夫をしてほしい。また、方針に「今後も当事者に寄り添った制度となるよう、必要に応じて見直しをしていきます」とある。ぜひ、見直しができる制度にしてほしい。【再掲】</p>	<p>「行動計画」については、区ホームページやイベント・講座等の機会を捉え、広く周知していきます。「表現ガイド」については、区職員向けのものではありますが、参考としていただけるよう周知していきます。</p> <p>また、性の多様性に関する制度については、社会情勢やニーズなど、必要に応じ適宜見直しを行っていきます。</p>
4	<p>ガイドの名前を「足立区役所の情報発信表現における内部向けガイド」とすること。</p> <p>以下4点を削除し、区以外の民間事業者、区民を対象とするような”誤解”を招く表現を修正すること。</p> <p>P2はじめに「今後の情報発信の際には、多様な人々をイメージしながら、このガイドを活用していただけると幸いです。」</p> <p>P4…2 ガイドの利用にあたって（2）情報発信にあたり特に注意したい4つのポイント</p> <p>P4…「差別や偏見を助長したり、固定的な考え方の押しつけがないか、多様な視点を持ってより適切な表現ができるよう、本ガイドを活用し、みんなで考えていきましょう。」</p> <p>P4…（3）ガイドの対象 「区職員だけでなく、区民の方や事業者の方も情報発信の際にご活用ください。」</p> <p>【理由】区以外の事業者や区民に対して”活用”を呼びかけるのは極めて不適切なので、あくまで区役所内部のガイドとすべきだからである。</p>	<p>あだち公的表現ガイドについては、ガイドラインではなく、あくまでも「区職員向け」のガイドブックと位置付けています。区民・民間企業の方に対して、活用を強制するものではなく、参考資料として提案しているため、今回は見直しを行いません。</p> <p>ただし、誤解を招かないよう、4点目の「区職員だけでなく、区民の方や事業者の方も情報発信の際にご活用ください」は、「区職員だけでなく、区民の方や事業者の方も情報発信の際に多様な人々をイメージしながら、このガイドを参考にしていただけると幸いです」に見直します。</p>
5	<p>足立区からの情報発信のためのガイドラインという位置付けであると思われるが、このガイドラインの条件を充足しない表現を含む情報発信が出来なくなってしまうことは、憲法上の表現の自由を制限し、表現する側を萎縮させるものとなることを危惧する。</p> <p>また、足立区男女共同参画社会推進条例の第9条において、「何人も、～努めなければならない」とあるが、この「何人」が我々足立区在住の民間人を含むものだとすれば、この条例が我々の表現や情報発信を検閲するもののように思われる。自治体条例等の公権力による表現の自由の侵害は、認められるべきでないと考えます。</p>	<p>あだち公的表現ガイドについては、ガイドラインではなく、あくまでも「区職員向け」のガイドブックと位置付けています。区民・民間企業の方に対して、活用を強制するものではなく、参考資料として提案しているため、今回は見直しを行いません。</p>